

## 懲戒処分の公表

加東市は、職員の不祥事案について、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いました。（※所属、職名及び年齢は処分時点のもの。）

## 1 処分事案の概要

災害復旧事業に係る農地・農業用施設復旧工事において、不適正な事務執行により、交付された国庫補助金を返還させるに至ったものです。

## 2 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分年月日	処分内容
市民協働部人権協働課 (事件当時：産業振興部農地整備課)	主査	30歳代	令和7年9月12日	減給10分の1 1月
産業振興部農地整備課	課長	50歳代	令和7年9月12日	減給10分の1 1月
産業振興部	部長	50歳代	令和7年9月12日	戒告

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為である。よって、同法第29条第1項全号に該当し懲戒処分する。

## 3 市長コメント

市民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、事務処理の適正化について徹底を図り、再発防止に努めてまいります。